

## 令和5年度第2回竹富町観光案内人条例等審議会 議事概要

【日 時】令和5年7月4日（火） 10:00～15:45

【場 所】竹富町役場庁議室

【出席者】（敬称略）

### 【委員】

所属	役職	氏名	備考
一般社団法人ニュー・リパブリック・ワークス	代表理事	上妻 毅	
神奈川大学法学部	准教授	諸坂 佐利	
元琉球大学教授		花井 正光	ご欠席
環境省沖縄奄美自然環境事務所 西表自然保護官事務所	国立公園保護管理企画官	福地 壮太	
竹富町観光協会	会長	大島 佐喜子	
竹富町自然観光課	課長	通事 太郎	

### 【オブザーバー】

所属	役職	氏名	備考
株式会社プレック研究所	理事	松井 孝子	

### 【事務局】

所属	役職	氏名	備考
竹富町自然観光課	課長補佐	仲盛 敦	
竹富町自然観光課	自然環境係長	高橋 優人	
一般財団法人西表財団	事務局長	徳岡 春美	
一般財団法人西表財団	事業部	日名 耕司	

### 【議 事】

- (1) 特定自然観光資源の所在する区域への立入りにおける法令制度の関係性について
- (2) 竹富町観光案内人条例の改正（案）について
- (3) 竹富町観光案内人条例施行規則の改正（案）について
- (4) 今後のスケジュール（案）について

### 【配布資料】

議事次第

資料1 特定自然観光資源の所在する区域への立入りにおける法令制度の関係性について

資料2 竹富町観光案内人条例改正（案）の主なポイント

- 資料3 竹富町観光案内人条例改正（案）（非公開資料）
- 資料4 竹富町観光案内人条例施行規則改正（案）の主なポイント
- 資料5 竹富町観光案内人条例施行規則改正（案）（非公開資料）
- 資料6 竹富町観光案内人条例改正に係る今後のスケジュール（案）
- 参考資料1 竹富町観光案内人条例（令和元年竹富町条例第19号）
- 参考資料2 エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）
- 参考資料3 西表島エコツーリズム推進全体構想「特定自然観光資源」の立入承認の運用に係る指針
- 参考資料4 竹富町観光案内人条例施行規則（令和2年竹富町規則第5号）
- 参考資料5 令和5年度第1回竹富町観光案内人条例等審議会 議事録（非公開資料）

## 【議事概要】

### 議題（1）特定自然観光資源の所在する区域への立入りに関する法令制度の関係性について

事務局より資料1に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。

発言の一部を、以下に記載する。

- 法律の執行が民間に委託されることは、現代においては一般的。権力の民間委託の前例はあり、「みなし公務員」の適用を受ける。国家賠償法との関係については、「公権力の行使にあたる公務員」になる。罰則適用を想定する上で、「みなし公務員」である受託者を立てて運用することは重要だと考えるが、そのために条例を作る必要がある。
- 立入を発見した場合に、立入者へ退去するように指示するのは、町職員が行うことが原則であるが、西表島内に常駐していないため、対応を業者に委託して指示などの法律行為を委任することは、問題ないと理解した。ただ、受託者も常に見回りをするわけではなく、不許可立入を発見するのはほとんど観光案内人であると思われる。ガイドが町や受託者に通報する際のプロセスをイメージすることが重要。
- 観光案内人条例に基づいて、ガイドは違法行為の通報を義務付けていることを、広く知らせて認識してもらう必要がある。
- 違反者への指示の文書を、切符のような形で現場で発行できないか。
- 登録引率ガイドの遵守事項に、通報の規定を入れるべきではないか。  
→登録引率ガイドは、観光案内人に包含されるため、観光案内人の義務がそのまま適用される。（事務局）
- エコツーリズム推進法は平成19年に施行されたが、特定自然観光資源の運用の実例はあるか。  
→特定自然観光資源は、当初、慶良間で想定されたが、運用に至らなかった。北海道の弟子屈で、先日運用が開始された。竹富町は特定自然観光資源の指定としては3番目になる。（事務局）
- 弟子屈では法律施行条例や、ガイドラインなどはつくっているか。  
→おそらくつくっていないのではないかと。立入制限をかけるだけでは条例の規定は必要ない。竹富町では、取締りや罰則のための事務の委任や、手数料の徴収を試みているため、施行条例が必要になる。（事務局）
- 自治体の運用レベルのエコツーリズム推進法施行条例が必要と考える。
- 現状で現場のガイドは、違反業者を発見して町に通報しているのに、町が動かないことに憤っている。ガイド事業者がパトロール隊となり、毎日、見回りをしてもらってその存在を示すことで、安心するのではないかと。パトロールは当番制として、パトロールを託された人には、法律や制度を熟知してもらう

- ために事前講習が必要。地形や環境などを熟しているガイドがパトロールするのが最適と考える。
- パトロールの委託は想定しているが、そこに利害関係者を入れることは慎重に考えている。観光案内人条例に係る処分において、見回りする者とされる者が同じ対象者となる。(事務局)
- 利害関係者が見回りを行う事例はある。自分たちの仕事エリアを自分たちが見守る行為について、利害関係があるかもしれないが、それほど悪い行為とは思わない。
- 人が足りないならシステムに頼る方法もある。まずは入口に立入承認証の確認をするゲートや、監視カメラを設置するなどがある。
- 一般の観光客が誤って立入しないように、町の責任において入口の看板等で周知する必要がある。
- エコツアー推進法施行条例は、この審議会で審議するのか。
- エコツアー推進法に紐づくことになるため、別枠で審議することになる。相互に関連する部分になるため、随時情報を共有する。(事務局)
- エコツアー推進法と観光案内人条例の両方に作業委任が発生するのか。
- 実務的にはそうなり、根拠となる規定は別に作る必要がある。(事務局)

### 議題(2) 竹富町観光案内人条例の改正(案)について

- 事務局より資料2、3に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。
- 発言の一部を、以下に記載する。
- 登録引率ガイド試験で、参考にできるものはあるか。
- 知床五湖の登録引率者制度は、筆記、回答選択制で実施している。(事務局)
- 知識であれば単純に問うことができるが、顧客への説明能力をどのように担保するかが難しいと感じる。
- 実技試験の案として、実際のフィールドや、フィールドに見立てた室内等において、ガイド4~6名を1組にして、ガイド同士で評価させるのはどうか。ガイド同士の公平な目で評価できる。
- 事業者が顧客に対して説明する具体的な項目は何か。
- 法令やエコツアー全体構想で、利用者を対象にしている規定がある。例えば、立入だけでなく汚損行為などに対して罰則の規定があり、利用者に対してそれら禁止行為や禁止理由を説明する。(事務局)
- 予約の空き状況はどのように知ることができるか。
- ホームページなど常に予約状況を公表するシステムを構築し、町が管理する予定である。(事務局)
- 知床五湖では毎年更新試験があり、対策用の事前講習会もある。
- ガイドとして顧客に説明すべきことを理解しているかを問える試験にするべきで、試験問題が難しくとも、講習会でフォローする等もできる。知床の観光船事故を教訓に、制度設計をしっかりとっておき、制度が緩かったから質の悪いガイドが生まれ、事故につながった、というような流れを生まないことが重要である。
- オンラインツアーは、自然観光事業にあたるか。以前の議論で含ませた経緯がある。
- 改正案の定義では、顧客に付き添うものとしており、オンラインツアーはあたらぬ。オンラインではオーバーユースも考えにくく、安全配慮も必要ないため、条例の目的にも合致しない。(事務局)

### 議事(3) 竹富町観光案内人条例施行規則の改正(案)について

- 事務局より資料4、5に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。

発言の一部を、以下に記載する。

○特定自然観光資源の運用に係る手数料等の金額を、この審議会で決定できないのか。

→立入承認事務手数料など、エコツー推進法との関係性も考慮しながら決める必要があるため、本審議会では決めることができない。(事務局)

○登録料等の金額についてガイドから意見はあるか。

→特に意見が多いのは、現行条例はガイド証の残りの有効期間にかかわらず、一律の登録料を支払う点。改正案では残りの有効期間によって軽減される案としている。(事務局)

○登録引率ガイド料が、新たにかかることになるため、その点についても意見が多くなると思われる。

○金額を決定して徴収するためには、根拠が必要と考えている。(事務局)

○特定自然観光資源において、ヒナイ・西田川エリアは現状で利用事業者が多いが、その他のエリアは逆に事業者を増やしたい考えでいる。資源ごとに料金がかかる仕組みについて、工夫が必要ではないか。

○特定自然観光資源の指定には、ヒナイの集中利用を西田川に分散したい意図があるが、ヒナイ、西田川それぞれで料金が発生すると、うまく分散されないかもしれないという懸念もある。

○行く場所によって事務量は変わらないので、事務手数料に差をつけるのは、考えにくい。(事務局)

○需要と供給の考え方から、集中する場所は値段設定を高くするのは、合理的である。

○個別エリアのことを書き分けるのは、条例ではなく要綱が馴染むのではないか。(事務局)

○どの事業者がどのエリアに入れるのか、すぐに見分けられないのではないか。

→観光案内人ガイド免許証と統合し、免許証の掲示を求めた際に、見てすぐに判別できるようにするつもりである。(事務局)

○金額については結論はすぐに出ないので、次回の審議会までに、委員から案を出してもらって、事務局で整理してほしい。

#### **議事 (4) 今後のスケジュール (案) について**

事務局より資料6に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。

発言の一部を、以下に記載する。

○現行条例の施行の際に、施行規則はパブリックコメントにかけたか。

→条例、施行規則、様式をまとめてパブリックコメントに出した。条例の住民説明会を実施して、施行規則を含めたパブリックコメント、施行規則の住民説明会を実施した。さらに事業者へのヒアリングも実施している。(事務局)

○パブリックコメントの日数設定に決まりはあるか。

→行政手続法では30日になっているが、竹富町行政手続条例では規定がない。(事務局)

○施行規則案も概ねできている。条例と一緒に施行規則もパブリックコメントに出してはどうか。

○パブリックコメントよりも、説明会を丁寧に行うことが重要と思う。

○条例パブリックコメント開始の7月21日前後に、住民説明会の開催を予定する。条例案について説明し、意見があればパブリックコメントで寄せていただく流れ。施行規則も同様に実施した方がよいとの旨で理解した。(事務局)

以上